○白子町中小企業運転資金利子補給金交付要綱

平成23年３月18日告示第31号

改正

平成25年11月19日告示第128号

白子町中小企業運転資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、町内に、店舗、工場、営業所等を有する会社及び個人が中小企業の振興に資することを目的として、千葉県中小企業振興資金のうち運転資金（サポート短期資金及びセーフティネット資金を除く。）又は、株式会社日本政策金融公庫が取扱う国民生活事業事業資金融資のうち運転資金（セーフティネット貸付を除く。）若しくは中小企業事業事業資金融資のうち運転資金（セーフティネット貸付を除く。）（以下「運転資金」という。）の融資を受けた場合、町内中小企業の安定的経営による町の活性化を図るため予算の範囲内において白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第１号）及びこの告示に基づき利子補給金を交付する。

（利子補給対象者）

第２条　この告示により利子補給の対象となる者は、次の各号の条件を満たす者とする。

(１)　町内において運転資金の融資を受けた者

(２)　この告示が適用となった日以降に融資を受けた者

(３)　町内に１年以上居住している者

(４)　町税を完納している者

(５)　その他町長が必要と認める条件を満たす者

（対象資金の限度額）

第３条　この告示により利子補給の対象となる資金は、運転資金の融資で2,000万円を限度とする。

（利子補給金額等）

第４条　利子補給金額は、対象資金に係る利子のうち毎年１月１日から12月31日までの期間について計算した額とする。ただし、融資を受けた初年度は、当該融資日から12月31日までとする。

２　利子補給金額は運転資金の融資で年利率４パーセントを上限とし、その２分の１の範囲とする。

３　利子補給期間は融資を受けた日から３年以内とする。

（承認申請）

第５条　利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は対象資金がこの告示の規定に適合するか否かを町長に承認申請しなければならない。

２　申請者は前項の規定により、融資を受けた日から１カ年以内に、次の各号に定める書類を添えて白子町中小企業運転資金利子補給金承認申請書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。ただし、申請者が白子町商工会に承認申請から利子補給金の受領まで全ての手続き（以下「手続等」という。）について委任した場合は、白子町商工会は申請者に代わって手続きをすることができる。

(１)　利子補給金概要書（別記様式第２号）

(２)　融資決定通知書又はこれに代わる書類

(３)　融資対象に係る領収書の写し

(４)　融資返済予定表

(５)　町納税証明書

(６)　その他町長が必要と認めるもの

（適合の承認）

第６条　町長は前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査して適合の可否を決定し、申請者に白子町中小企業運転資金利子補給金承認通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

（承認の変更）

第７条　前条の規定により適合の承認を受けた者（以下「対象者」という。）が、承認の内容に変更を生じたときは、速やかに白子町中小企業運転資金利子補給金変更届（別記様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

第８条　対象者は毎年１月末日までに白子町中小企業運転資金利子補給金交付申請及び実績報告書（別記様式第５号）に次の各号に定める書類を添えて、利子補給金の交付を申請しかつ実績を報告するものとする。

(１)　承認通知書の写し

(２)　融資年末残高証明書

(３)　町納税証明書

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査して交付決定し、交付すべき額を確定し、その旨を白子町中小企業運転資金利子補給金交付決定及び確定通知書（別記様式第６号）により対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条　対象者は、利子補給金の交付請求をしようとするときは、白子町中小企業運転資金利子補給金交付請求書（別記様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（利子補給金の返還等）

第11条　町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(１)　この告示の規定に違反したとき。

(２)　融資資金を目的外に使用したとき。

(３)　偽りの申請その他の不正な方法により交付決定又は資金交付を受けたとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取消し、又は利子補給金を返還させる場合はその旨を白子町中小企業運転資金利子補給金取消等通知書（別記様式第８号）により対象者に通知しなければならない。

附　則

　この告示は、公示の日から施行し、平成23年１月１日から適用する。

この告示は、平成26年１月１日から施行する。

別記

様式第１号（第５条）

様式第２号（第５条）

様式第３号（第６条）

様式第４号（第７条）

様式第５号（第８条）

様式第６号（第９条）

様式第７号（第10条）

様式第８号（第11条）